

事務連絡

令和2年8月3日

児童発達支援事業所 管理者 様
放課後等デイサービス事業所 管理者 様

神戸市福祉局障害者支援課長

学校夏季休業期間中の放課後等デイサービス事業所の基本報酬
及び7月サービス提供分に係る報酬請求等について

平素より神戸市の障害児支援にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応のため、小学校、中学校、特別支援学校等について一斉休業が要請されたことにより、夏季休業期間が短縮となっています。

そのため標記の件につきまして、夏季休業期間中の対応をまとめましたので、下記の通りお願いいたします。

合わせて、7月サービス提供分に係る報酬請求等についても下記の通り対応をお願いいたします。

記

1. 夏季休業期間の基本報酬について

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係る Q&A(その2)」の A2.8 の取扱いを基本とし、今般の新型コロナウイルス感染症への影響への対応の観点から、特例的な取扱いとして、一番早く夏季休業が始まり、一番遅く夏季休業が終了する期間に合わせて、学校休業日単価を適用します。

神戸市内の小中学校・特別支援学校の夏季休業期間をふまえ、7月23日から8月26日を学校休業日単価とします。

* 事業所内で、利用児によって夏季休業期間が異なる場合でも、上記の期間はすべて学校休業日単価としてください。

* 夏季休業期間が上記期間より長い利用児がおられる場合は、別紙の「臨時休業や夏季休業による学校休業日単価申出書」を請求書に添付し、提出してください。

(提出先：障害者支援課 提出期限：サービス提供月の翌月10日まで)

2. 7月サービス提供分の報酬単価と利用者負担軽減について

(1) 報酬単価について

7月サービス提供分については、6月サービス提供分の請求方法と変わりません(令和2年6月4日付事務連絡参照)。

ただし、7月10日で臨時休業に伴う学校休業日単価の適用を終了しておりますので(令和2年6月24日付事務連絡参照)、ご注意ください。

(2) 利用者負担軽減について

下表のとおり、7月11日以降は利用増加分についての負担軽減はありません。

ただし、電話等による代替的支援を行った場合は引き続き国庫補助の対象となり、利用者負担が免除されます。

期間	報酬単価	利用者負担
～7/10	学校休業日単価	増加分については負担軽減あり
7/11～7/22	平日：授業終了後単価 土日祝日：学校休業日単価	増加分については負担軽減なし
7/23～8/26	学校休業日単価	増加分については負担軽減なし

*7月11日から夏季休業開始までの間、及び夏季休業期間終了後において、学校が新型コロナウイルス感染者の発生等により臨時休業となった場合、休業期間中は学校休業日単価での請求となります（利用者負担については授業終了後単価）。その場合、別紙の「臨時休業や夏季休業による学校休業日単価申出書」を障害者支援課に提出してください。

(3) 切り分け計算シート

7月サービス提供分の切り分け計算シートを作成の上、8月31日（月）までにご提出をお願いいたします。当通知下部の神戸市ホームページ「新型コロナウイルス感染症防止に関連する放課後等デイサービス事業所等の対応について」に掲載しています。

考え方はこれまでの切り分け計算シートと変わりませんが、記入例を参照の上、作成してください（期間によって算定ベースとなる単価が異なりますのでご注意ください）。

*4～6月分の切り分け計算シートが未提出の場合は、提出をお願いいたします。

(4) 上限管理加算について

これまで整理ができていなかったところを改めて厚生労働省に再確認を行い、下表のとおり整理しました。今後の請求については下記のとおり対応をお願いいたします。

	上限管理事業所	関係事業所	上限管理加算の算定
利用の有無 (有→○、無→×)	○	×	不可
	×	○	可
	○	○	可

*新型コロナウイルス感染防止のための臨時的対応においても同様の扱いとなります。児童が複数の事業所に通っていて、関係事業所で電話等による代替的支援のみを行った場合、結果的には利用者負担が0円となりますが、利用はしているため、上限管理事業所は上限管理結果票を作成の上、上限管理加算の算定ができます。

*今まで誤って請求された分に関しては、過誤処理をお願いいたします。

3. 新型コロナウイルス感染予防の徹底について

(1) 感染拡大防止対策について

国通知「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点(その2)」(令和2年3月25日付厚生労働省事務連絡)の内容を確認いただき、全ての職員に周知をお願いします。特に、職員については、引き続き各自出勤前に体温を計測し、発熱や呼吸症状が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底するとともに、日々の職員の状態の把握に努めてください。

集団感染の共通点は、特に「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場所」とされていることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。

(2) 感染者が発生した場合について

利用者や職員で、感染者が発生した場合、すみやかに神戸市保健所(各区保健センター)とあわせて福祉局監査指導部(指定権者)にも報告するとともに、保健所の指示に従ってください。

感染経路の把握、濃厚接触者の特定など、保健所の調査が迅速かつスムーズに行えるよう、日々の利用者や職員の状態を把握し、可能であれば記録をお願いします。

*令和2年7月22日付福祉局長通知、令和2年7月27日付福祉局FAX「新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底」、本市で作成しているマニュアル等について再確認をお願いします。

4. その他

下記の事業を実施しておりますので、ホームページ等をご確認ください。

- ・令和2年7月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」
- ・「兵庫県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(障害分)」

<神戸市 HP>

新型コロナウイルス関連のお知らせ(事業者向け)

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/jiritsushien/r020319_corona_hp2.html

新型コロナウイルス感染症防止に関連する放課後等デイサービス事業所等の対応について

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/soudangyakutai/20200228.html>

<厚生労働省 HP>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html



(担当) 福祉局障害者支援課

相談支援・虐待対策担当

藤原・山西・阿部

TEL : 078-322-6332